令和７年２月定例会

請願文書表

目　　　　　　　　　　次

|  |  |
| --- | --- |
| 請願番号 | 件　　　　　　　　　　　　　　　名 |
| １７ | 大正白稜高校及び福泉高校の生徒の募集停止の撤回と府立学校条例の抜本的見直し等を求める件 |
| １８ | 保育・学童保育・子育て予算の大幅増額を求める件 |
| １９ | 総合的難病対策に関する件 |
| ２０ | 福祉職員の大幅増員・処遇改善と府民福祉の向上を求める件 |
| ２１ | 府立知的障がい支援学校の新校整備を求める件 |
| ２２ | すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める件 |
| ２３ | 精神科医療における権利擁護の充実に関する件 |

請願第１７号

大正白稜高校及び福泉高校の生徒の募集停止の撤回と

府立学校条例の抜本的見直し等を求める件

要　　　旨

　　府教育委員会は２０２４年１１月１１日、大正白稜高校及び福泉高校の二つの府立高校の２０２６年度からの生徒の募集停止を決定しましたが、これは以下の点から極めて不当です。

　　第１に、子どもたちの学ぶ権利を保障するために設置されている公立高校の定員にはゆとりがあって当然であり、定員に満たないことを理由に廃校にすることは道理がありません。府教育委員会は、毎年、就学セーフティネットとして、公立・私立高校の募集定員の合計が進学予定者数を上回ることを確認しており、定員に満たない学校が出るのは制度上必然です。

　　第２に、府教育委員会は、１学級４０人、１学年７クラスを前提に統廃合が必要としていますが、不登校生が増加するなど一人一人により丁寧な教育が求められている今、少子化をチャンスと捉え、少人数学級の実施や学校の小規模化など教育条件の改善を行うべきです。

　　第３に、大正白稜高校は２０１８年に二つの府立高校の統廃合でつくられた学校であり、わずか６年での廃校決定は不当です。泉尾工業高校もすでに廃校方針が決定されていることから、大正区では、三つの府立高校がすべて廃校になり、区内に高校がなくなることになります。これは、地域の教育環境を大きく低下させ、子どもたちの学ぶ権利を奪うとともに、避難所となっている学校が減ることで、防災上、地域の安全を大きく損なうものです。

　　なお、本請願と同趣旨の署名計７，４３１名分を２０２５年２月２６日までに府教育委員会宛てに提出しており、その他１，１３８名分のオンライン署名も集まっています。

　　ついては、下記のとおり請願します。

記

１　大正白稜高校及び福泉高校の２府立高校の生徒の募集停止決定を撤回すること。

２　３年連続して定員に満たない高校を再編整備の対象としている大阪府立学校条例を

抜本的に見直し、定員を理由とした高校つぶしを行わないこと。

３　少子化をチャンスと捉え、少人数学級の実現や学校の小規模化など、すべての府立

高校の教育条件を改善すること。

請　願　者　　大阪市天王寺区東高津町７－１１－７０７

　　　　　　　　大阪の高校を守る会

　　　　　　　　　代表　奥　野　喜久夫　ほか２０９団体

紹介議員　　石　川　た　え

受理年月日　　令和７年２月２６日

請願第１８号

保育・学童保育・子育て予算の大幅増額を求める件

要　　　旨

国は１９８９年の１．５７ショック以降、少子化対策に取り組んでおり、現在も次元の異なる少子化対策を掲げ、児童手当の所得制限撤廃など様々な少子化対策を進めています。

しかし、２０２３年の合計特殊出生率は統計を取り始めて以降、最も低い１．２０、府は全国平均より低い１．１９となっています。安心して子どもを生み育てるためには、国や自治体の子育て予算を大幅増額することが求められます。

保育分野では長引く保育士不足の中、国は有資格者が少なくても保育を行うことができる施策を推し進めてきました。しかし、子どもの育ちと命を守り、保護者への丁寧な対応だけではなく、一時預かり事業や地域子育て支援事業など地域の子育て支援も行っている保育現場では、知識と経験、そして高い専門性が求められており、有資格者の増員が急務の課題となっています。

学童保育は、働く保護者等をもつ小学１年生から６年生までの子どもたちが放課後や夏休みなどに生活する場として入所要望が高まっています。２０２４年度の府内の入所児童が７万６千人を超える一方、待機児童や学童保育の大規模化、高学年が入れないといった状況があります。トイレの不足やプライバシー問題、静養する場所がないなど施設環境の課題も山積しています。また、指導員不足は深刻であり、毎日同じ指導員が安定的に専門性をもって子どもの支援にあたる体制整備は急務となっています。子どもたちが安心・安全で健やかに育ちあう学童保育の充実は、府内各地の要望です。

子どもの権利が守られ、少子化を克服するために予算を大幅に増額し、府内の保育・学童保育・子育て支援施策を拡充するよう、下記のとおり請願します。

記

１　子どもへの丁寧な関わりと保育士の負担軽減を実現するため、保育士、調理員及び看護師を国の保育士配置基準以上の加配ができる運営費補助を行うこと。

２　給食費も含め、すべての子どもの保育料を無償にすること。

３　保育を必要とする児童の実態を把握し、希望する保育施設を利用できるよう、必要な補助を行うこと。

４　保育施設を利用していない保護者の子育て支援を推進していくため、一時預かり事業や地域子育て支援事業の独自補助を行い拡充すること。

５　物価高騰に伴う光熱費や食材費の影響を軽減するため、運営費補助を行うこと。

６　保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助を行うこと。

７　学童保育を必要とする１年生から６年生までのすべての子どもが、希望する施設に入所でき、児童数４０人以下とする適正規模の施設整備を進めるために必要な補助を行うこと。

８　学童保育のトイレが、安心かつプライバシーが守られ、衛生的であるよう、新設・増設、洋式化、個室化及び老朽化対応などの必要な整備が促進される補助を行うこと。

９　市町村が学童保育の保育料の減免制度を充実できるよう、補助を行うこと。

１０　保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び学童保育で働く職員の確保・定着のため、処遇を改善し専門職にふさわしい賃金水準が保障されるよう、補助を行うこと。

１１　保育・学童保育施設が緊急時・災害時において地域の子育て世帯を支えるセーフティネットの役割が果たせるよう、必要な対策と施設の増改築費用の補助を行うこと。

請　願　者　　大阪市中央区谷町７－２－２－２０２

保育・学童保育・子育て支援の充実を求める秋の大運動

大阪実行委員会

　　　　　　　　　芳　村　慶　子　ほか　１５５，８１９名

紹介議員　　石　川　た　え

受理年月日　　令和７年２月２８日

請願第１９号

総合的難病対策に関する件

要　　　旨

難病の種類は約７千疾患で、日本国内の患者数は約６００万人と推定されていますが、このうち医療費助成の対象となっている指定難病は現在３４１疾患しかなく、令和５年度末現在の対象者は全国で１，０８７，０３９名、府内では８７，７１９名で、ほとんどの患者が医療費の助成もなく生涯医療費を払い続けなければなりません。また、小児慢性特定疾病は現在７８８疾病で、２０歳を超えると指定難病に移行できず、それまでの医療を断念する患者が多くいます。

障害者総合支援法では難病患者も障がい者に含まれるとされていますが、障がい福祉サービスは疾患が限定されているため対象にならず、通院介助も受けられない方が多くいます。また、障がい年金は申請することさえ難しく、法定雇用率の対象でもなく、障がい者控除などの税の軽減や運賃等の割引制度もないため、就労や社会参加は著しく困難をきたし、社会生活全般に大きなハンディを背負わされています。

　　２０１３年の社会保障制度改革国民会議報告書には、難病対策については、他の福祉制度等に隠れて光が当たってこなかった印象は否めない。難病で苦しんでいる人々が将来に希望を持って生きられるよう、改革に総合的かつ一体的に取り組む必要があるとしていますが、難病など長期慢性疾患患者には、未だに光は当たらず、将来に希望が持てない状況です。

　　ついては、下記のとおり請願します。

記

　１　府の職員採用において、難病患者の採用を促進すること。

２　災害時における難病患者、慢性疾患患者、小児慢性特定疾病患者への医療、医薬品を提供する体制について情報を共有すること。

　３　重度障がい者医療費助成制度を抜本的に見直すこと。

　４　小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象を、府独自に２０歳以降も必要に応じて延長すること。

　５　指定難病対象外の低所得者患者に対して、医療費助成制度を設けること。

　６　受給者証及び登録者証の提示による割引制度を拡充すること。

　７　保健所を府内全市町村に設置すること。

　８　難病患者、慢性疾患患者、小児慢性特定疾病患者に対して、感染症の予防接種費用の助成を行うこと。

請　願　者　　大阪市住吉区万代東３－１－４６　大阪府こころの健康総合センター３階

　　　　　　　　特定非営利活動法人　大阪難病連

　　　　　　　　　東　　　泰　敬　　ほか　３，０９０人　３８団体

紹介議員　　肥　後　洋一朗　　中　野　　　剛　　しかた　松　男

中　井　もとき　　石　川　た　え

受理年月日　　令和７年３月３日

請願第２０号

福祉職員の大幅増員・処遇改善と府民福祉の向上を求める件

要　　　旨

福祉労働者を含む国民的運動で、保育士配置基準の一部改定や介護・障がいの処遇改善施策が行われました。しかし、歴史的な物価高騰で実質の所得はマイナスに転じたままです。福祉分野では他産業との賃金格差も埋まっておらず、福祉職員の確保・定着は困難を極めています。今後、高齢化のピークを迎えるにも関わらず、介護分野では離職者数が就職者数を上回っています。保育分野においても低賃金と配置基準の貧しさによる過重・過密労働から、多くの潜在保育士が存在するにも関わらず、慢性的な人手不足が解消されていません。国民生活がひっ迫する中、子どもの貧困・虐待が増加し、福祉職場の人手不足は府民生活や命の危機にも直結します。また、障がいの重い人を支える家族が高齢化し、地域生活の限界を迎えていますが、施設入所待機者数の改善の見通しもありません。規制緩和に伴う常勤換算方式により非正規雇用が激増し、転職によるスキルアップがもてはやされ、離職に至るまでのスピードは加速する一方です。感染症や気象災害、地震への備えには追い付かず、日々をつなぐことも困難であり、府民福祉を支える職員の増員は急務です。

府には福祉先進国の北欧を凌ぐ財政力があります。巨額の公費投入を続けている夢洲での大阪・関西万博の開催、その後のカジノを含むＩＲ誘致に多くの府民から疑問が噴出しています。万博開催とＩＲ誘致を見直し、能登半島地震の復興にリソースを回しながら、地域経済の活性化、府民の生活再建のための福祉と社会保障を最優先で進めるべきです。国の政治から府民を守り、改憲や防衛費の増額ではなく、府民の誰もが安心できる社会への転換を図ってください。

ついては、下記のとおり請願します。

記

１　福祉施設において、感染症のパンデミック、異常気象や地震による災害に対応できる職員体制の確立、施設整備及び備蓄ができるよう、府独自の支援策を構築すること。

２　府民の誰もが安心できる福祉を実現するため、福祉職員を確保し定着を図る施策として、福祉職員の全産業月額平均との約８万円の賃金格差を府の責任で解消すること。

３　府民の誰もが安心できる福祉を実現するため、福祉職員を確保し定着を図る施策として、国の基準以上の職員配置に対し、補助金を創設すること。

４　全ての福祉職場において職員配置は最低２人以上とし、労働者の健康・安全と労働関連諸法令が遵守できる職員体制整備のための独自施策を行うこと。

５　介護・障がい施設職員の確保・定着のため、社会福祉施設職員等退職手当共済制度と同等の退職金を全ての職員に保障できるよう、府独自の支援策を講じること。

６　大阪・関西万博開催やカジノを含むＩＲ誘致を中止し、府民のいのちと福祉向上のために公費を使うこと。

請　願　者　　大阪市天王寺区悲田院町８－１２

　　　　　　　　全国福祉保育労働組合大阪地方本部

　　　　　　　　　執行委員長　島　村　一　弘　ほか　７，３８２人

紹介議員　　石　川　た　え

受理年月日　　令和７年３月３日

請願第２１号

府立知的障がい支援学校の新校整備を求める件

要　　　旨

　　府は、２０２４年度当初予算案において、知的障がい支援学校の教育環境を確保し、国の特別支援学校設置基準に定められた、校舎面積基準、学級編制基準への不適合を２０３２年度までに解消できるよう、在籍者数の増加が見込まれる地域を優先し、新たな支援学校の整備等を行うという考えを示しました。新規事業として、交野支援学校四條畷校の本校化に向けた予算が計上され、長年の私たちの運動が結実しました。２０２３年度、新校整備に向けて予算化された２校について、豊能地域は豊中市立第七中学校、大阪市北東部は府立茨田高等学校の施設等を活用するとしました。４月には府立出来島支援学校が新たに開校されましたが、現在進められている整備計画だけでは、知的障がい支援学校の過大・過密、教室不足及び長時間通学は解消されません。

　　２０２４年３月に、文部科学省は、公立特別支援学校における教室不足調査の結果を公表しました。府の不足教室は２０２１年度に実施された前回調査と比較すると、全国ワーストの５２８室から３７０室へと減少しました。しかし、府の児童生徒数は前回調査から２９８人増加し、特別教室等の普通教室への転用が進んでいます。この期間に学校の新設はなかったため、各校の過大・過密と教室不足はさらに悪化しており、実態とはかけ離れた数字と言わざるを得ません。

　　過大・過密と教室不足が進行する大阪の支援学校では、普通教室が足りないために図書室や音楽室などの特別教室だけでなく、更衣室や教材室まで転用せざるを得ない状況です。１学級当たりの児童生徒の人数を小学部・中学部６人以下、高等部８人以下とした特別支援学校設置基準を超えた子どもが１教室に詰め込まれている学校も多く、子どもたちの教育条件は極めて劣悪です。加えて、学校の大規模化によって、教職員配置の比率が低下しています。そのため、多くの知的障がい支援学校では教職員不足が深刻化し、教育条件のさらなる悪化につながっています。さらに、府教育委員会は、数合わせのために、多くの地域で生活圏や福祉圏域を無視した通学区域割の変更を繰り返し、児童生徒に長時間通学を強要し、多大な負担を強いています。

　　２０２１年９月、文部科学省は、私たちの長年の要求と運動を受けて、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準を定めた特別支援学校設置基準を制定しました。そして、全国の教室不足の状況を受けて、２０２４年度までの期間を支援学校整備等のための集中取組期間とし、学校建設に対する国庫補助の増額を打ち出しています。

　　このような状況を踏まえ、特別支援学校を設置する義務を負う府には、過大・過密、教室不足及び長時間通学を解消するための独自施策を講じる責任があります。

ついては、子どもたちの豊かな教育を保障するために、下記のとおり請願します。

記

　１　府立支援学校の過大・過密、教室不足及び長時間通学を解消するため、新校整備を早急に具体化すること。

２　既存の府立支援学校についても、最低限守るべき国の特別支援学校設置基準に適合させ、教室不足を直ちに解消すること。

請　願　者　　大阪市天王寺区東高津町７－１１　大阪府教育会館７０４

　　　　　　　　大阪の障害児教育をよくする会

　　　　　　　　　事務局長　荒　谷　美　里　ほか　２１，１０５名

紹介議員　　石　川　た　え

受理年月日　　令和７年３月４日

請願第２２号

すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める件

要　　　旨

未来を担う子どもたちのいのちと健康を守り、学びを保障することは、府民が心から願っていることです。

少人数学級は、確かな学力をつけ、ゆきとどいた教育を保障するだけでなく、感染防止など、いのちと健康を守るものです。２０２５年度に、国による公立小学校全学年の３５人以下学級が実現します。この状況を踏まえ、府は、直ちに小学校全学年の３０人以下学級、中学校全学年の３５人以下学級を実現すべきです。さらに、私学や高校も含めた全校種で２０人以下学級を展望し、少人数学級を進めることが求められます。

一方、教員をはじめ、事務職員、養護教諭などの非正規化が進んでいます。そのような中で、全国的に教員不足の状況が続いており、正規の教職員をしっかり確保すべきです。特に、非正規率が全国に比べて高い私立学校については、教育条件を充実させる経常費助成の拡充が必要です。

障がい児や発達障がい等の子どもの増加に、特別支援学校の新設は追い付いておらず、まだまだ新増設が必要です。支援学級や通級指導教室の増設も求められます。

この間の物価高騰は家計を圧迫し、子どもの貧困問題を一層深刻にしています。このため、大学生や専門学校生、私立高校生などに学業継続への不安が広がっています。入学金や給食費、教材費など、教育費の保護者負担の軽減が必要です。国にも働きかけ、府として給付型奨学金制度の創設や給食費の無償化などに取り組んでください。

　　ついては、憲法を守り、生かし、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を実現するため、下記のとおり請願します。

記

１　子どもたちのいのちと健康を守り、学ぶ権利を保障するため、教育予算を増やし、教育条件の整備を一層進めること。

２　すべての小学校・中学校・高校で、国基準を超えた独自の少人数学級を進めること。

３　すべての学校で、正規・専任の教職員を増やすこと。

４　家庭の経済状況の変動にも柔軟に対応できるよう、教育費の無償化、保護者の負担軽減を進めること。

５　希望するすべての子どもに等しく高校教育を保障するため、地域に必要な学校を確保すること。

６　私立高校入学金補助制度を創設すること。

７　私立学校への経常費助成のパーヘッド配分基準をやめ、教育条件の改善・向上につながる配分方式にすること。

８　私立通信制高校の経常費助成を私立全日制高校の水準に引き上げること。

９　府立支援学校の過大・過密、教室不足及び長時間通学を解消するため、新校整備を進め、特別支援学校設置基準を既存校に適用すること。

１０　支援学級及び通級指導教室の増設を進め、小学校・中学校・高校で学ぶ障がいのある児童生徒や発達障がい等の子どもたちの教育条件を整備すること。

１１　小学校３０人以下学級、中学校３５人以下学級を実現できるよう、国へ要望すること。

１２　入学金なども含め、公私とも高校教育が完全無償になるよう、国へ要望すること。

１３　給付型奨学金制度を拡充するよう、国に要望すること。

１４　当面、有利子の奨学金の無利子化を国に要望すること。

請　願　者　　大阪市天王寺区東高津町７－１１　大阪府教育会館７０６

　　　　　　　　教育全国署名大阪推進会議

　　　　　　　　　事務局長　米　山　幸　治　ほか　８６，３６９名

紹介議員　　石　川　た　え

受理年月日　　令和７年３月４日

請願第２３号

精神科医療における権利擁護の充実に関する件

要　　　旨

　　依存症を含むメンタルヘルス課題の増加に対応するには、安心できる精神科医療の確保と医療の質の向上が重要であり、そのためには、すべての入院者が人として尊重され、権利が守られることが欠かせません。

ついては、府において、入院者訪問支援事業や病院訪問事業をはじめとする病院外からの権利擁護の充実を図るため、下記のとおり請願します。

記

　１　入院者訪問支援事業の実施体制を十分に確保し、入院者や病院職員に事業の周知を図ること。

　２　入院者訪問支援事業の対象となる入院者や訪問回数をできるだけ限定せずに事業を進めること。

　３　精神科病院の療養環境の改善を図り、自分から声を出せない入院者の人権も守るた

め、療養環境サポーターとして行われている病院訪問型の事業を重要な行政施策とし

て位置づけ、十分な実施体制の確保と訪問頻度の向上を図ること。

　４　精神科病院における虐待の申立てや通報義務について、入院者や病院職員に周知す

ること。

　５　精神科病院における虐待の申立てや通報に対応するときは、精神科医療の担当部署

だけでなく、障がい者福祉の担当部署や各地域の自立支援協議会等とも連携して取り

組むこと。

請　願　者　　大阪市北区西天満５－９－５　谷山ビル９階

　　　　　　　　認定特定非営利活動法人　大阪精神医療人権センター

　　　　　　　　　代表理事　位　田　　　浩

紹介議員　　野々上　　　愛　　石　川　た　え

受理年月日　　令和７年３月４日